

令和6年12月6日

第4回片品村議会会議録

利根郡片品村

令和6年第4回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和6年12月6日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第51号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第13 議案第52号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第53号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第54号 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第55号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第56号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第51号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条

例の一部を改正する条例について

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 8 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 報告第10号 | 専決処分の報告について |
| 日程第10 | 報告第11号 | 専決処分の報告について |
| 日程第11 | 報告第12号 | 専決処分の報告について |
| 日程第12 | 報告第13号 | 専決処分の報告について |
| 日程第13 | 議案第52号 | 令和6年度片品村一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第14 | 議案第53号 | 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について |
| 日程第15 | 議案第54号 | 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて |
| 日程第16 | 議案第55号 | 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につ
いて |
| 日程第17 | 議案第56号 | 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第2号）につい
て |

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和 6 年 1 2 月 6 日		
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦	(出席)
第 2 番	小柳 紀一	(出席)
第 3 番	萩原 和典	(出席)
第 4 番	萩原 正信	(出席)
第 5 番	狩野 孝夫	(出席)
第 6 番	北澤 佳子	(出席)
第 7 番	星野 吉弥	(出席)
第 8 番	千明 勉	(出席)
第 9 番	後藤 眞平	(出席)
第 1 0 番	高山 悦夫	(出席)
第 1 1 番	星野 栄二	(出席)
第 1 2 番	飯塚 美明	(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋			
副	村	長	金	子	賢	司		
教	育	長	萩	原	明	富		
総	務	課	長	梅	澤	康	明	
住	民	課	長	須	藤	錦	作	
保	健	福	祉	課	長	鎬	木	勲
農	林	建	設	課	長	中	村	学
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良
教育委員会	事	務	局	長	星	野	孝	行
会	計	管	理	者	星	野	照	子

事務局職員出席者

事	務	局	長	大	竹	篤	保
主	任	狩	野	真	里	恵	

議長（萩原正信君） ただいまから、令和6年第4回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時10分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 北澤佳子君及び7番 星野吉弥君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（萩原正信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

次に、議員派遣の件を報告します。

お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（萩原正信君） 日程第4、常任委員長視察報告の件を議題とします。

本件について、産業民教常任委員長の報告を求めます。

産業民教常任委員長 小柳紀一君。

（産業民教常任委員長 登壇）

産業民教常任委員長（小柳紀一君） 今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和6年10月7日から10日までの3日間です。

視察の場所は、愛媛県大洲市及び徳島県那賀町です。

視察の目的は、（1）地域固有の歴史・文化などの資源の保全について、（2）特産品のゆずを核とした中山間地域の活性化についてです。

次に、視察の概要ですが、まず、（1）歴史・文化などの資源の保全についてです。

大洲市は、令和6年1月31日現在の住民基本台帳では、人口3万9,798人、世帯数1万9,651世帯となっており、愛媛県のほぼ中央に位置し、肱川と瀬戸内海の水運で栄えた城下町です。

農林水産物は、ミカン、キウイフルーツ、タケノコ、大根、キャベツ、トマト等の一般野菜が中心ですが、60隻余りの船が係留する漁港もあります。

また、農産物出荷額110億円のうち、畜産が67億4,000万円を占めています。

近年では全国的に、住民の少子高齢化により人口減少が進み、歴史ある町並みや建物の保存が困難になってきました。しかし、大洲市では、空き家・空き店舗を壊して整理するのではなく、保存して風情ある町並みを後世に残すことにしました。

平成29年から取組をはじめ、様々な困難を乗り越えて現在に至っていますが、実際に現場の建物を見学しながら保存の考え方や取組について、実施主体である一般社団法人キタ・マネジメントの担当者から具体的な説明をしていただきました。

傷んだ古民家などの歴史的建造物を、持ち主からキタ・マネジメントが15年間借り受け、国の交付金を活用するとともに、金融機関からの融資を受けながら修復や改修を行った後、別の事業者である建物の利用者に貸し出し、利用者は受託事業としてその建物を活用した営利事業を行い、そこで得られた収入を委託料としてキタ・マネジメントにフィードバックすることによって、建物の維持管理を行っているとのことでした。

再生した歴史的建物のうち31棟は、主にインバウンド向けのホテル（朝食・夕食付で1人1泊4万円から5万円）だそうですが、ホテルとして利用していました。

総事業費は約12億円といい、かなり思い切った事業を展開していると感じましたが、担当者の「失敗しても古民家は残る」という言葉がとても印象的でした。

なお、大洲市は、国際公式認証機関でオランダの非営利団体グリーン・ディステイネーションズが選ぶ世界の持続可能な観光地2023年トップ100選に2年連続で選出されています。

（2）中山間地域の活性化については、那賀町は徳島県の南部に位置し、北西部に四国山地、南部に海部山脈があり、四方を標高1,000メートル以上の山々に囲まれ、その9割以上が森林の典型的な中山間地域となっています。この地域には、那賀川と木頭川が流れており、那賀町内で合流して町を西から東へ向かって貫流しています。

平成17年3月1日に5町村が合併して那賀町となり、令和6年2月末現在で、人口7,

197人、世帯数3,667世帯。面積694.98平方キロメートルで、徳島県全体の17%を占めています。年平均気温は13.7度ですが、寒暖の差が大きく年間降水量は3,438ミリにもなる多雨地域です。那賀町から百名山である剣山方面に延びる剣山スーパー林道は、日本最長87.7キロメートルの林道で観光客にも人気があります。

那賀町の木頭地区は、昭和30年代から農業の柱とするために、ゆずを果樹園として本格的に栽培を始めました。その後、昭和40年頃からはより生産意欲が高まり、産地育成に取り組むために木頭村果樹研究会が組織され、昭和53年には同研究会が「朝日農業賞」を受賞し、林業しかなかった山村でゆずの特産地化に成功し、「木頭ゆず」ブランドが確立され高い評価を得るに至りました。

その後も、全国的なゆずの産地化に伴う産地間競争に対応すべく、冷房所貯蔵庫や搾汁工場、長期貯蔵のための高温予措機を順次導入し、平成になってからは食品加工会社を設立しています。近年ではイオンと連携して販路を拡大したり、EU（欧州連合）への輸出を進めるなど、時代のニーズに即した取組を行ってきました。平成29年には、農林水産省のGI（地理的表示保護制度）、これは25年以上の歴史と生産地に由来する特性を有する製品の名称を知的財産（地域共有財産）として保護する制度だそうですが、この制度に基づく「特定農林水産物等登録認証42号」に登録され、その価値をさらに高めているとのことでした。なお、「木頭ゆず」は令和5年度において、那賀町全体で加工原料を含め1,400トンが出荷され、3億6,000万円余りの販売金額となっています。

最後に、視察の結果ですが、少子高齢化等により全国で歴史的価値のある古民家などが荒廃していく中、大洲市の取組は、建造物の保全を行いつつ産業の発展をも視野に進めているということで、非常に画期的な施策であると感じました。そこには、市当局の大きな決断と、関係各位の並外れた努力が必要だということを理解していますし、こうした施策をそのまま片品村で取り入れることは大変難しいと思います。しかしながら、その考え方や手法は、形を変えれば片品村でも取り入れることが不可能ではないと感じています。こうした事例があるということ念頭に柔軟な発想を持って、片品村の未来を形成していく上での一助となればと思います。

那賀町については、中山間地域ということで片品村と共通点が多く、同じように農業従事者の高齢化や担い手不足等の問題を抱えています。農薬散布にドローンを活用したゆずの栽培など、試験的な取組を進めているようですが、農業従事者不足の打開策は見出せていないようでした。特産品の「木頭ゆず」の3億6,000万円余りの販売金額と決して大きな規模ではありませんが、常に新しい取組を行い努力を続けていくとのこと、長い間ブランド価値を継続させています。片品村においても、消費者から好評をいただいているトマトを始めとする農産物の全国的なブランド化に向けては、末永い継続的な取組が必要であると感じました。

以上で、産業民教常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（萩原正信君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで常任委員長の報告を終わります。

日程第5 一般質問

議長(萩原正信君) 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

7番、星野吉弥君。

7番(星野吉弥君) 議長。

議長(萩原正信君) 7番。

(7番 星野吉弥君登壇)

7番(星野吉弥君) 7番。

皆さん、おはようございます。

はや師走となり、県内各自治体の市町村議会情報が新聞紙面に掲載されはじめ、数多くの議員が取組や提案等、各自治体向上のために真剣に一般質問を行うという状況がうかがえます。

通告に基づき、私の一般質問をさせていただきます。

(7番 星野吉弥君 質問席に移動)

議長(萩原正信君) 教育長 萩原明富君、答弁席へ願います。

(教育長 萩原明富君 答弁席に着席)

7番(星野吉弥君) 議長。

議長(萩原正信君) 7番。

7番(星野吉弥君) 7番。

それでは、教育長に質問をさせていただきます。

まず、1番の大きい項目として、令和6年度主要事業の進捗状況及び公共体育施設の有効活用について伺います。

まず、本年度主要事業として、土出グラウンド人工芝工事等の進捗状況はどのような状況になっていますか。各工事ごとの種別ごとの金額を含めて説明をしてください。お願いします。

教育長（萩原明富君） 議長。

議長（萩原正信君） 教育長。

教育長（萩原明富君） 教育長。

大変、お聞き苦しい声で恐縮なんですけれども、申し訳ございません。

ただいまの星野吉弥議員の質問につきましてお答えいたします。

体協サッカー部及び少年サッカー教室の練習場の確保として実施した「片品村土出グラウンド人工芝化整備事業」の関連工事について説明させていただきます。

まず初めに、土出グラウンドの敷地を最大限有効活用するため、旧片品北小学校教員住宅跡地の整地工事を行い、工事費は1,102万2,000円でございます。

次に、ナイター照明のLED化工事費は、1,320万円でございます。

メイン工事である人工芝の敷設及び防御ネット設置工事についてですが、当初の工事契約金額は1億758万円で、その後、施設を最大限活用し、施設の安全性や耐久性を高め、なおかつ維持管理しやすくするため、人工芝敷面積、人工芝周辺の法面部分のコンクリート舗装、ネット設置面積の増工費520万円を追加、変更工程を2,112万円とし、最終的な工事費は1億2,870万円となっております。

最後に、現在のおおむねの進捗状況ですが、人工芝敷設のための工事は全て完了しております。現在、業者の社内検査、村の検査に向けて、施工業者が最終チェックを実施しているところでございます。

年内には検査を完了し、来年度春頃からの供用開始を予定しております。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

そうしますと、今伺った金額を合計しますと、このグラウンド関係、またその他の工事費を含めた中で、工事費は、私の計算上では1億5,280万2,000円ということですが、その財源の内訳を教えてください。

教育長（萩原明富君） 議長。

議長（萩原正信君） 教育長。

教育長（萩原明富君） 教育長。

財源の内訳について回答いたします。

スポーツ振興くじ助成金3,840万円で、残りの部分につきましては過疎債を充当する予定です。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

過疎債ですと、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなりますが、財源確保がまだしっかりと、過疎債の関係は確定していない、そのように今伺いましたが、その関係につきましては、財源が確定後、さらに委員会でよろしいですから、報告を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、村長にお願いしますが、教育長には大変ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

それでは、関連する質問ですが、村長に伺いたいと思います。

令和5年度末の観光協会の民宿・旅館組合員数は、第3地区の花咲地区で42軒、第4地区の小川地区で37軒、第5地区、越本地区で17軒、第6地区、土出地区で40軒、第7地区、戸倉地区で21軒、ほか、尾瀬山小屋組合で8軒、合計165軒以上となっておりますが、令和4年6月議会で、人工芝、村内3か所の取組提案の質問を私から行いましたが、土出グラウンドの人工芝工事へと進展し、大変喜んでおります。

今後、各地区への取組について、村長の積極的また前向きな考えをお聞かせください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

令和4年6月に質問をいただいた内容につきましては、観光誘客対策として、村内3か所ほどに人工芝のグラウンドを整備し、村民の健康増進や宿泊関係の各種大会、イベント誘致を進めるためにも、観光振興策として取り組んでいくべきではないかというものでした。

村としては、人工芝グラウンドを整備することができれば、村民の利便性はもとより、宿泊施設の誘客時のコンテンツとして大きなメリットになるが、多くの整備費用がかかるため、検討が必要ということをお答えさせていただきました。

現在、教育委員会事務局で工事を実施しております土出グラウンドの人工芝整備につきましては、体協サッカー部や少年サッカー教室で主に使用しております、須賀川地区にある尾瀬クリーンセンター隣の村民グラウンドは、グラウンドの一部が陥没しており、修繕はしたものの今後安全面を考慮すると利用を継続するのは難しいのではなかと判断し、村民グラウンドの代替として整備を行っているものでございます。

その他の地区へ人工芝グラウンド整備するというにつきましては、新規のグラウンドを整備するというのは用地の確保や事業費の面などから難しいと思いますので、村が所有している既存のグラウンドをベースに検討することになると思います。

現在の利用は、どんな方がどのような利用をしているかなど、管理している担当部署とも確認をしながら、協議を進めていければと思います。

人工芝にすることで、村民の利用や誘客施設として大きなメリットになり、管理面でも雑草の除去作業が必要にならないなど、容易になると思います。デメリットとしては、人工芝の管理面から表面を傷めないようにするため、今までと同じ利用ができなくなる場合があるということです。さらに、一番の課題は、初期投資の費用が多くかかるということです。

現在グラウンドとして使用しているところに人工芝を整備するには、人工芝の種類にもよりますが、1平方メートル当たり2万5,000円ほどかかると想定され、5,000平方メートルのグラウンドを整備するためには1億2,000万円ほどが必要になります。

片品村としても、人工芝のグラウンド整備が進むことによって、合宿などの団体客誘致にも有利になると考えます。主にどんな利用をするのかなどによって、整備費用も変わると思いますので、コストを下げられる方法も含め検討し、関係者と協議を進めていきたいと思っています。議員各位のご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

実はこの件、12月3日に議員による各区の重点要望項目、要望箇所の視察を行い、この件について各議員の積極的、前向きな意見もいただきました。また、歴史を振り返りますと、昭和60年、61年には、花咲地区及び越本地区に体育館が国庫事業により、50%ほどの国・県の補助により建設され、現在も有効利用されています。

県及び国等にも補助金の制度の事業要望を重ねていくのも必要ではないかと思えます。前進的にお願いをし、次の質問に移ります。

次の質問ですが、片品村住宅再生可能エネルギー等導入補助について、この件につきまして、本制度運用開始を令和5年4月よりと承知していますが、制度開始からの利用実績はどうなっていますか、お答えをお願いします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

初めに、片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助制度は、2022年、環境省のゼロカーボンパークに尾瀬かたしなが登録となり、尾瀬を含め地域一帯で脱炭素化を推進するため創設をした事業でございます。

利用実績についてですが、令和5年度末の利用実績はありませんでした。令和6年度においては、11月末日時点での申請は0件となっております。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

さらに伺います。

本制度の第2条（1）住宅とは、自らが居住し、または新たに居住する戸建ての家屋（店舗、事務所等の兼用の場合は、延べ面積2分の1以上が住宅用である）と制限があり、現況宿泊施設等は本要領に当てはまらない実状であります。

再生可能エネルギー導入促進及び災害時リスクの軽減を図るため、補助金は同額でも要綱見直しを行い、宿泊事業者の利用促進を併せて、県も国の制度を活用し、「住宅用蓄電池導入支援事業費補助金」を創設し、経費の一部補助（上限30万円）を行っていますが、これらについても、それぞれ村としてどのような見解をお持ちかお聞かせください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

本制度の要綱についてですが、事業の目的としまして、環境負荷の少ない再生可能エネルギー等の導入を推進し、環境の保全及びエネルギー自給率の向上を目的として、広く村民に利用していただけるよう、一般住宅及び事務所等との兼用住宅について、補助対象として設定しておるところでございます。

また、補助金額の設定につきましては、山間部で降雪地域の実情を考慮し、県内でも上位の金額を設定しております。

事業についての問合せは年に数件ございますが、別の住宅新築改修等補助金の利用申請はあるものの、本補助金の利用には至っていない状況でございます。

県内の状況は、数か所の市町村において同様の補助金制度を創設しておりますが、片品村同様に、一般住宅及び事務所等との兼用住宅が対象となっております。

群馬県においては、ご質問のとおり、「住宅用蓄電池導入支援事業補助金」を1億1,000万円の予算で創設し、対象は太陽光発電設備を導入済みの一般住宅としており、申請開始から3日間で予定数に達したため、募集期限を待たずに終了したとのことで、脱炭素化社会への関心の高さが示されたと感じております。

また、県では、事業者向けの脱炭素化支援補助メニューも多く創設し、実施をしているところです。

議員からのご質問であります「現行の要綱見直しを行い、宿泊事業者への利用促進を」とのご提案でございますが、引き続き村民へ向け、太陽光などの再生可能エネルギーを取り入れていくことが環境保全につながることを周知、浸透させていくことに重点を置き、あわせて、村内への宿泊事業者への補助金制度拡充につきましても検討を行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げ、星野吉弥議員への質問の答弁とさせていただきます。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

前向きな回答、大変ありがとうございました。

取り巻く課題は多岐に山積しますが、議会も協力し、村の発展併せて村民の心豊かな生活を願い私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 次に、3番 萩原和典君。

3番（萩原和典君） 3番。

議長（萩原正信君） 3番。

（3番 萩原和典君登壇）

3番（萩原和典君） 皆さん、おはようございます。

本年は、元旦に能登半島地震が発生し、新年早々衝撃が走りました。その後も能登、山形の各地で集中豪雨などの自然災害に見舞われ、甚大な被害を受けられました。

幸い片品村では、被害が出るような災害はありませんでしたが、いつ起こるか分かりませんので、油断せず対応していければと思います。

また、つい先ほど、降雪安全祈願祭が執り行われましたが、来るスキーシーズンに向け降雪に恵まれ、多くの皆様が訪れ、活気に満ちあふれたシーズンとなることを期待します。

それでは、通告に基づき、質問をさせていただきます。

（3番 萩原和典君 質問席に移動）

議長（萩原正信君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

3番（萩原和典君） 3番。

議長（萩原正信君） 3番。

3番（萩原和典君） それでは、質問をさせていただきます。

まず初めに、老朽化が進んでいる現役場庁舎ですが、新庁舎建設に向け基金を始めております。概ね何年後の建設を見込んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

新庁舎の建設につきましては、令和4年度に庁舎建設基金条例を設け、令和6年10月末現在の残高は3億1,683円となっており、また、令和5年12月議会において、鎌田地区の再開発に関する質問があった中で、新庁舎の整備についてもご質問をいただきま

した。

その後も、役場内に検討委員会を設置し、あらゆる視点から庁舎の再整備について検討を進めているところでございます。

鎌田地区の再開発の重要性と庁舎の老朽化の状況を見ると、なるべく早い段階での庁舎整備の方針を出したいのですが、庁舎内の検討委員会で出ている複数の案をもとに、調査や検討を進めている状況であるため、今の段階では具体的な目標年数をお答えすることができない状況であります。ご了承をお願いいたします。

3番（萩原和典君） 議長。

議長（萩原正信君） 3番。

3番（萩原和典君） 3番。

既に、役場に検討委員会を組織していただいているとのことですので、検討を進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

議長（萩原正信君） 教育長 萩原明富君、答弁席へ願います。

（教育長 萩原明富君 答弁席に着席）

3番（萩原和典君） 3番。

議長（萩原正信君） 3番。

3番（萩原和典君） それでは、次の質問をさせていただきます。

片品村では、平成27年に小学校の建て替えがありました。今後何年使用すれば、他の用途に使用することが可能になるのでしょうか。また、減少傾向が続いている児童生徒の今後の推移について、見通しはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（萩原明富君） 議長。

議長（萩原正信君） 教育長。

教育長（萩原明富君） 教育長。

ただいまの萩原和典議員のご質問につきましてお答えいたします。

現在の小学校は、今後何年小学校として使用すれば、用途変更が可能になるかとの質問

ですが、現在の小学校は平成27年度に建設され、現在9年目を迎えております。

小中学校ともに補助金で整備した学校施設を転用する場合は、国への財産処分の手続が必要となります。事業開始から10年以上経過していれば、国へ用途変更の報告をして、承認される必要があります。

議員の質問のとおり、制度的には用途変更は可能ではありますが、承認は国の判断となりますので、不確定な部分も多くあります。また、小中学校の建設には過疎債を活用しておりますが、未償還分については一括の償還が必要となります。

次に、今後も児童生徒の減少が見込まれるが、今後の見通しについての質問にお答えいたします。

議員指摘のとおり、片品村でも少子化は目に見えて進行してはおりますが、今年度の小学校入学者数は15名、来年度の入学予定者は19名でございます。

今後の見通しについてですが、令和8年度は13名、9年度が20名、10年度は16名、11年度は14名、12年度が19名です。11月現在の児童数は102名、6年後は101名で、今後6年間につきましては大きな変動もなく、現在と同程度で推移していくものと考えておりますが、その先につきましては、学校の在り方について協議を進める必要があると思います。

以上、萩原和典議員への質問についての答弁とさせていただきます。

3番（萩原和典君） 3番。

議長（萩原正信君） 3番。

3番（萩原和典君） 校舎の用途変更の条件ですが、小中学校双方ご説明いただき、ありがとうございます。

今後の片品村の児童生徒の見通しについても、確認できる6年後までは大きな変動なく推移していくようですので、さらにその後についても有効な施策に取り組んでいただき、児童生徒数が維持できるようにお願いしたいと思います。

それでは、また、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

3番（萩原和典君） 3番。

議長（萩原正信君） 3番。

3番（萩原和典君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

先ほどの児童生徒数の見通しについてもありますが、将来的には小中一貫校の設置も見据えて、役場の新庁舎も考えていくことが必要であると思っておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまのご質問についてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、庁舎の再整備について、具体的な方針やスケジュールはまだ決まっておりませんが、なるべく早い段階で、広く村民や議会の意見を取り入れるための検討組織を立ち上げ、その中で、児童生徒の減少による小中学校の統合や鎌田地区の再開発との関連も踏まえた上で、庁舎建設の場所やその時期について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、役場庁舎の整備につきましては、行政、地域振興、観光振興、教育など様々な問題を併せ持っておりますので、慎重に進めていかなければなりません。議員各位からもご意見を頂戴し、検討していきたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げ、萩原和典議員のご質問についての答弁とさせていただきます。

3番（萩原和典君） 3番。

議長（萩原正信君） 3番。

3番（萩原和典君） 建設から年数のたっていない小中学校の校舎の有効利用も検討しながら、児童生徒の減少に伴う小中一貫校の設置や役場庁舎の建設、また老朽化している村営住宅等についても、優先順位等を考え、無駄のない有効的な取組を進めていっていただきたいと思っております。答弁ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第6、議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地方税法の改正に伴い、片品村税条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお詳細な説明を求めます。

住民課長 須藤錦作君。

住民課長（須藤錦作君） 住民課長。

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第7、議案第51号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第51号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお詳細な説明を求めます。

住民課長 須藤錦作君。

住民課長（須藤錦作君） 住民課長。

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（萩原正信君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

これは、令和6年度片品村一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,237万3,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の増額であります。

歳出につきましては、総務費の増額であります。

補正の内容ですが、令和6年10月9日に衆議院が解散したことに伴い実施される選挙費用について、早急に対応する必要があることから、予算の措置を行ったものであります。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第10号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第9、報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第10号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

本報告については、令和6年6月14日に契約締結をしました片品村土出グラウンド人工芝化整備事業の工事変更請負契約締結について報告するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 星野孝行君。

教育委員会事務局長（星野孝行君） 教育委員会事務局長。

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第10 報告第11号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第10、報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第11号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

本報告については、片品村奨学金の返還を求めることについて、相手方を債務者として支払い督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議の申立てがなされたことによるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 星野孝行君。

教育委員会事務局長（星野孝行君） 教育委員会事務局長。

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第11 報告第12号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第11、報告第12号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第12号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

この報告は、片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により施行したことを報告するものでございます。

今回の条例改正は令和6年12月2日から、これまでの被保険者証に代わり、マイナンバーカードを活用したマイナ保険証に移行しましたが、まだ移行していない福祉医療受給者が資格確認書等を医療機関に提示すれば、福祉医療費の支給を受けられることを定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めるもので、令和6年12月2日から施

行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第12 報告第13号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第12、報告第13号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第13号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

この報告は、片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分により施行したことを報告するものでございます。

今回の条例改正は、令和6年12月2日からマイナ保険証移行に伴い、被保険者証が廃止されたため、改正前の被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定を削除するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めたもので、令和6年12月2日から施行するものですが、施行日以前の行為につきましては、従前のおり罰則を適用することを定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第13 議案第52号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第4号）
について

日程第14 議案第53号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第15 議案第54号 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

日程第16 議案第55号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につ
いて

日程第17 議案第56号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第2号）につ
いて

議長（萩原正信君） 日程第13、議案第52号 令和6年度片品村一般会計補正予算
（第4号）についてから日程第17、議案第56号 令和6年度片品村下水道事業会計補
正予算（第2号）についてまでの以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第52号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明を
申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,975万円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ46億8,212万3,000円にお願いするものでございま
す。

歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金及び財産収入の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、衛生費、農林水産業費及び土木費の増額であ
ります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願
い申し上げます。

議案第53号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,566万3,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、財産収入及び繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費、基金積立金及び諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第54号 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,421万5,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、財産収入及び繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び基金積立金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第55号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、営業外収益の不足が見込まれるため、一般会計繰入金として400万円を計上し、その他特別経費として68万円を計上するものです。

収益的支出につきましては、簡易水道事業費用として、修繕料等の483万円を計上するものです。

また、資本的資質につきましては、一般会計繰入金を68万円減額するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第56号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、補填財源の不足が見込まれるため、一般会計繰入金として1,600万円を計上するものです。

収益的支出につきましては、上下水道事業として、委託料の140万円を計上するものです。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 議案第52号から議案第56号までの質疑以降については、後日の

本会議において審議します。

議長（萩原正信君） お諮りいたします。
本日の会議は、これで延会したいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
本日は、これで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

午前11時15分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 萩原正信

片品村議会議員 北澤佳子

片品村議会議員 星野吉弥